

令和3年度

事務報告書



あきる野市

# 令和3年度事務報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第5項の規定に基づき、令和3年度における各部門の主要な施策の成果を説明する書類を提出する。

令和4年9月

あきる野市長 中 嶋 博 幸